

2023年8月14日

りそなアセットマネジメント株式会社

「投資運用に係る人権課題への対応に関する方針」の制定について

りそなアセットマネジメント株式会社（以下、「当社」）は、今般「投資運用に係る人権課題への対応に関する方針」を制定いたしました。

「国際人権章典」（1948年に国連総会が採択した「世界人権宣言」及び1966年に国連総会が採択した「国際人権規約」）及び「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」（1998年にILO総会で採択）では強制労働・児童労働からの自由やあらゆる差別からの自由等が人権として定められており、「ビジネスと人権に関する指導原則」（2011年に国連人権理事会で承認）はこれらの人権を尊重することを企業に求めています。当社の親会社であるりそなホールディングスは、こうした人権尊重に対する姿勢および人権尊重の責任を果たす取り組みを示すため、前述の章典、宣言や原則を含む人権に関する国際的規範に準拠して「りそなグループ人権方針」¹を策定しており、この方針に基づき当社においても人権尊重の取り組みを進めています。一方、運用会社である当社においては、投資先企業の事業に関する人権への負の影響を管理し、この影響により運用対象の信託財産が損失を被るリスク（システミックリスクを含む。）を低減することが特に必要です。

本方針は、以上を踏まえ、「りそなグループ人権方針」に基づき制定したものであり、その具体的内容は別紙のとおりです。

以上

¹ りそなホールディングスの「りそなグループ人権方針」につきましてはこちらをご参照ください。

https://www.resona-gr.co.jp/holdings/sustainability/sdgs/human_rights/policy.html



【別紙】

投資運用に係る人権課題への対応に関する方針

1. 基本的考え方

当社のパーパスは「将来世代に対しても豊かさ、幸せを提供」することであり、当社の考える「未来のあるべき姿」は「インクルーシブな社会経済」をその要素の一つとしています。これらの実現には、人権課題の解決も不可欠であり、当社はこれを責任投資活動における最重要課題の一つであると認識しています。

こうした考え方のもと、当社は、投資運用を通じ人権課題の解決に貢献し、信託財産の価値増大を図ります。

2. 人権に関するリスク・機会の認識

当社は、人権課題は投資先企業にとって様々なリスクになり得ると考えています。例えば、サプライチェーンにおける人権への負の影響の管理が不十分である場合、取引先からの取引の停止、法令や規制等への対応のためのサプライチェーン管理に係るコストの急激な増加等が考えられます。当社は、こうした投資先企業の事業に関する人権への負の影響の管理が必要であると考えます。また、投資先企業による人権への負の影響の管理は、企業価値棄損の防止や緩和に資するだけでなく、ブランドイメージの向上およびそれによる新規顧客や優秀な人財の獲得といった機会をもたらさうものであると考えます。

こうした人権に関するリスク・機会について評価し、定期的に見直しを行います。

3. ガバナンス

投資先企業の事業に関する人権への負の影響の管理に係る対応状況を取締役に定期的に報告するなど、適切な監督を受けます。

社長が議長を務める責任投資会議では、本方針のほか、上記対応に係る計画等の協議及び実績の報告を行います。上記体制のもと、人権課題に対応するため経営資源を適切に配分します。

4. アプローチ

(1) デュー・デリジェンス

投資先企業の事業に関する人権への負の影響について、以下の取り組みを通じたデュー・デリジェンスに努めます。この際、効果的であると考えられた場合には当社の参画



リそなアセットマネジメント

RESONA

する各種イニシアティブ等を活用します。

1. 事業に伴い人権への負の影響を与える可能性が比較的大きいセクター・地域等の特定と、それを踏まえた高いリスクにさらされている資産クラスの特定
2. 対話・エンゲージメントや議決権行使等のステュワードシップ活動を通じた、個別投資先企業の事業に関する人権への負の影響の特定、並びに、特定した負の影響の防止、軽減、是正のための個別投資先企業による取り組みおよびこれらの活動に係る情報開示の促進
3. 投資先企業による、事業に関する人権への負の影響の特定、防止、軽減、是正のための取り組み状況の継続的な把握

(2) 救済メカニズム

投資先企業の事業に関する人権への負の影響が生じた際、その影響を受ける人々が実効的な救済にアクセスできるようにするため、必要があると判断した場合、投資先企業による救済メカニズムへのアクセス構築を支援します。この際、効果的であると考えられた場合には当社の参画する各種イニシアティブ等を活用します。

5. ステークホルダーとの対話

投資先企業だけでなく、市場関係者、NGO、行政等の多様なステークホルダーと積極的に対話することで、上記の取り組みの向上と改善を図ります。

6. 情報開示

人権課題の解決への貢献に関する取り組み及び進捗を、レポート等適切な媒体で開示します。

7. 方針の見直し

人権課題に係る外部環境は今後も変化していくと考えています。これを注視するとともに、必要に応じて本方針を見直していきます。